

軽費老人ホーム真華苑 運営規程

(運営方針)

当苑は、食事や入浴などの生活の基本となるサービスを提供するほか、身体機能の低下等により介護を要する状況となっても介護保険制度の居宅サービス（以下、居宅サービス）を利用することにより、自立した生活が維持できるように万全を期することを目指します。

(職 員)

当苑の職員は「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」に基づき次のとおり配置します。その他、必要に応じて職員を配置します。

- | | |
|------------|----|
| (1) 施設長 | 1名 |
| (2) 副施設長 | 1名 |
| (3) 事務員 | 2名 |
| (4) 生活相談員 | 1名 |
| (5) 主任介護職員 | 1名 |
| (6) 介護職員 | 3名 |
| (7) 看護職員 | 1名 |
| (8) 栄養士 | 1名 |

※その他、必要に応じて職員を配置します。

(利用者の定員)

当苑の利用者定員は50名です。

(利用の要件)

当苑を利用できる者は、次の（1）から（4）のすべてに該当する方に限ります。

- (1) 年齢が60歳以上であること。ただし利用者の配偶者、三親等内の親族と共に利用する場合はいずれか一方が60歳以上であれば利用できます。
- (2) 家族と同居することが困難であること。
- (3) 生活費及び介護保険サービス利用料に充てることができる所得等があり、所定の利用料を継続的に支払うことが可能であること。
- (4) 原則として身元引受人が得られること。ただし真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合は相談に応じます。

(利用料)

利用料は、別紙利用料規程に定めています。

(外泊)

利用者は、外泊しようとする時は、原則として前日までに外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を所定の用紙で届け出ていただきます。

(面 会)

来訪者が利用者と面会しようとする時は、所定の用紙にその氏名・続柄等を記載していただきます。

(衛生管理等)

利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に心掛けていただきます。

(施設内の禁止行為)

利用者は、施設内で次の行為をしてはなりません。

- (1) 喧嘩、泥酔、性的行為等他人に迷惑をかけること。
- (2) 宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 金銭貸し借り。
- (4) 利用者またはその家族等による職員・施設に対する暴言、暴行、セクハラ、誹謗、中傷、過剰サービス等通常の入居サービスを超越するサービスの要求。
- (5) 敷地内での喫煙。
- (6) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (7) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (8) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(秘密の保持)

職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密は保持します。

(利 用)

当苑の申し込みから利用までは次のとおりです。

- (1) 利用希望者は、施設見学をした上で利用申込書を提出します。
- (2) 施設は、利用申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿を作成し登録します。
- (3) 利用希望者の調査は、利用者本人及び身元引受人との直接面接により行います。利用者本人の健康診断書の提出を求め、健康状態を確認します。
- (4) 面接の結果、利用を適当と認めた利用申込者に対しては、利用を承認する旨を連絡します。
- (5) 利用に当たっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書及び契約書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得た上で契約を締結するものとします。

(個人情報の保護)

利用者の個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護従事者における個人情報の適切な取り扱いの為のガイドライン」を遵守し、原則として事業者の施設サービスの提供以外の目的で利用しないものとします。

なお、外部への情報提供については利用者又はその家族等の了解を得るものとします。

(高齢者虐待の防止)

当苑は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じています。

- (1) 研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 職員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

(施設及び設備)

施設・設備の利用時間や生活ルール等は、利用者と協議の上、決定します。

(地域社会の連携)

当苑は、地域社会との連携に努め、利用者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮します。

(事務及び業務処理)

施設の事務処理及び業務運営に当たっては、法令、諸規程、施設の業務処理方針等に定められたところに従い、適切な処理に努めます。

この規程及び関連規程について詳細な説明をご希望されます方は事務所まで申し出てください。

この規程は、令和7年4月1日より適用する。